日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人金城学院
②設置大学名称	金城学院大学
③担当部署	大学運営推進課
④問合せ先	052-798-0180（代表） d-suisin@kinjo-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 15 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kinjo-u.ac.jp/document/governance-code_report_2026.pdf
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
無し	

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
無し	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	金城学院大学設立の目的、教育スローガン及び存在意義はホームページに明示しています。 https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生の学びの基礎単位である学部の学科及び研究科の専攻において、３つの方針（ポリシー）を定め、入学から卒業に至る学びの道筋を明確に示しています。 本学の目的を達成するため、教育研究活動及びその他の活動状況について自己点検・評価を行い、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	【学長の責務（役割・職務範囲）】学長は、学則第１条の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を総括し、所属教職員を統督しています。 【学長補佐体制（副学長・学長補佐、学部長・研究科長の役割）】大学に副学長・学長補佐を置くことができるようにしています。副学長の職務は、学則第 58 条の２第２項に、学長補佐の職務は、学長室規程第５条第２項に定められています。学部長の役割は、学則第58条の２第３項に、研究科長の役割は、大学院学則第52 条の２第３項に示されています。 【教授会の役割（学長と教授会の関係）】教育研究の重要事項を審議するため、教授会と研究科委員会を設置しています。教授会の審議事項は学則第 60 条に、研究科委員会の審議事項は大学院学則第 56 条に定められています。学長の最終判断は、教授会・研究科委員会の審議結果に拘束されるものではありません。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	大学運営に関する各種委員会において教員と共に事務職員も構成員となる等、分担・協力・連携して教育研究活動等の組織的・効果的な管理・運営に努めています。また、法人運営においても教員・事務職員それぞれから理事を選出しており、教職協働体制を確保しています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「内部質保証の方針」において、ＦＤ・ＳＤ活動の推進を掲げ、年度の活動計画に基づき教職員の資質・能力向上のためのＦＤ・ＳＤ研修を毎年実施しています。また、ハラスメント防止研修や危機管理対策セミナーにつ

	いても毎年実施しています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	金城学院創立135年にあたる2024年度に、140周年までの５年間を見据えた「金城学院中期計画 2025-2029」を策定しました。 中期計画は年度毎の事業計画に落とし込まれ、年度単位で事業報告を行なっています。また、中期計画・事業計画・事業報告については、常任理事会及び定期理事会で審議・承認を得た後に、ホームページにて公表しています。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	計画の進捗状況については、期中及び期末に、理事会・評議員会で管理し、ホームページにて公表しています。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人の受け入れについては、大学院だけでなく、学士課程においても、社会人入学者選抜を設け、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けています。 また、研究推進・地域連携センターを中心に地域社会へ向けた取り組みを行っています。心理臨床相談室では地域の方へのカウンセリング等も行っています。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	大学の多岐にわたる研究活動を支援・推進するとともに、企業や地域との連携事業の更なる拡大、拡充を進め、活動を通じて社会に新たな価値を創出し、社会に貢献することを目的に研究推進・地域連携センターを設置しています。センターは連携事業の窓口として、多種多様なニーズを受け入れ、本学の人的・物的・知的資源を活用した支援を行っています。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのために、学生サポートセンター室を設置し、支援体制を整えています。 教職員については性別・年齢・国籍等にかかわらず能力本位の採用を行い、多様な教職員を受け入れています。

実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事４名（総数 11 名）、評議員４名（総数 13 名）の女性を登用しています。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格・責務に関しては、「寄附行為」「寄附行為施行細則」「役員規程」に規定し、明確化しています。 理事の選任機関は寄附行為において評議員会と定め、適切に理事を選任しています。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、「法令」及び「寄附行為」に基づき、法人の業務に関する重要事項を審議・決定しています。また、法令及び寄附行為に定める事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、又は評議員会の決議を経ることにより、評議員会との適切な協働体制を確保しています。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」「寄附行為施行細則」に定め、適切に理事会・評議員会の運営を行っています。 理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長及び常任理事で構成される常任理事会で審議し執行している。常任理事会の運営に関することは「寄附行為施行細則」に定め、適切に常任理事会の運営を行っています。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題を共有し、意見交換する機会を設けています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の資格・職務等を「寄附行為」「役員規程」に定めています。監事候補者については、寄附行為に定める手続に従い、監事の過半数の同意を得た上で評議員会に議案を提出し、評議員会の決議により選任しています。 会計監査人については、選任基準に基づき候補者を検討するとともに、寄附行為に基づき、評議員会に提出する選任議案の内容を監事の過半数の合意により決定し、評議員会の決議により選任しています。
実施項目３－２②	説明

監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、監事は、会計監査人及び内部監査室と情報交換を行うなど相互に連携し、適切に監査を実施しています。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、外部の研修会への参加機会を提供しています。監事は常任理事会に出席することで、法人の業務執行状況等について随時情報を把握できる体制としています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」及び「役員規程」に定め明確にしています。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」「寄附行為施行細則」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」「寄附行為施行細則」に定め、適切に運営しています。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案･決議概要等を報告し、情報提供を行っています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大規模地震対応のマニュアルを作成し、構成員に配付しています。ハラスメント防止・公的研究費不正使用に関しては、規程を整備し、遵守しています。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	職員就業規則に規定し、遵守しています。また、公益通報担当の理事を置き、通報者の保護を図っています。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を「情報公開規程」に定め、情報公開を推進しています。

	学校教育法､私立学校法等の法令に遵守した情報公開に加え、法律上公開が定められていない情報についても積極的に自らの判断によりホームページ上等で公開しています。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校法人に関する情報については、ホームページによる公開に加え、各事務所において紙媒体で備え置いています。公開に当たっては、用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明